

建設資材廃棄物処理方法届出書 (記載例)を作成しました！

建設資材廃棄物処理方法届出書を提出する場合（**修繕・解体工事**）には**石綿及び残存物品が無い**か確認し、あった場合には別添の記載例に基づき、別紙（石綿関係及び残存物品）を提出願います！

この届出書はどんな時に提出する必要があるの？

コンクリートや鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルトやコンクリートが廃棄物になったものを用いる次の規模以上の工事です！

※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の届出対象と一緒に

工事の種類	規模基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡
建築物の新・増築	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替(リフォーム)	請負代金の額 1億円
その他工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円



この記載例はどこで入手できるの？

以下URLからダウンロードできます。（若しくは記載例の記載内容について別途作成いただいても構いません。）

<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s01Yosk/syosai.html?recordId=0343>

（岩手県公式HP⇒様式ダウンロードサービス
⇒建設資材廃棄物の処分方法を届け出たい(通知したい)）

検索 岩手県 様式ダウンロードサービス

この届出書はどこに提出すればよいの？

建設リサイクル法の届出先と一緒にです。

そのため、建設リサイクル法の届出と一緒に提出してください。

石綿及び残存物品にはどんなものがあるの？

石綿やポリ塩化ビフェニルなど、人に有害な物質が含まれていることもあるので、別紙記載例に記入するような事例の場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要な場合もあるので、管轄の振興局保健福祉環境部等にも相談してください！

地方振興局長
様
市長

届出者 氏名 **岩手 一郎** ㊟
住所 **岩手県岩手市内丸 11-1**
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名)
郵便番号 **020-0000**
電話番号 **019-629-0000**

建設資材廃棄物処理方法等届出書（記載例）

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 工事の名称 **岩手県庁修繕工事**
- 2 工事の場所 **岩手県岩手市内丸 10-1**
- 3 再生、処分等が完了する予定年月日 **平成 31 年 4 月 30 日**
- 4 再生、処分等の方法
(1) 処分を委託する場合

委託先に確認し、委託先の許可証に記載されている11桁の番号について記載のこと。(岩手県(盛岡市を除く)の場合、番号の冒頭は003-です。)

建設資材廃棄物の種類	委託先の名称	所在地	許可番号等
コンクリート	〇〇重機㈱	岩手県岩手市〇〇	00320999999
木材	△△グリーン(有)	岩手県岩手市△△	00320888888
アスファルト	□□再生㈱	岩手県岩手市□□	00320777777

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「委託先の名称」欄及び「所在地」欄には、建設資材廃棄物の処分を委託した中間処理業者又は最終処分業者について記載してください。
 - 3 「許可番号等」欄には、委託先の産業廃棄物処理業許可の許可番号を記載してください。

(2) 自ら処分する場合

建設資材廃棄物の種類	処分の場所	処分内容	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「処分内容」欄には、中間処理及び最終処分の内容を記載してください。
 - 3 産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、「許可番号等」欄に許可番号を記載してください。

(3) その他 別紙のとおり

- 5 再生、処分等に要する費用 **100 万円**

注 各欄に、その記載事項の全てを記載できないときは、各々の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

【修繕・解体工事の場合】
石綿関係及び残存物品（有害物質関連）を排出する場合には、
別紙を参考として記載のこと。（全て無い場合は記載不要です。）

(A4)

